

平成27年度

第3回愛知県障害者施策審議会

会議録

平成28年2月19日（金）

愛知県障害者施策審議会

平成27年度 第3回愛知県障害者施策審議会 会議録

1 日時

平成28年2月19日（金） 午後1時30分から午後3時40分まで

2 場所

愛知県三の丸庁舎8階 大会議室

3 出席者

荒木委員、井上委員、宇佐美委員、岡田委員、加賀委員、園田委員、高橋会長、都築委員、土本委員、徳田委員、長谷委員、野田委員、松隈委員、武藤委員、渡辺委員

（事務局）

健康福祉部長 ほか

4 開会

定刻になりましたので、ただ今から平成27年度第3回愛知県障害者施策審議会を開催させていただきます。

開催にあたりまして、伊藤健康福祉部長から御挨拶申し上げます。

5 部長挨拶

皆様、こんにちは。

愛知県健康福祉部長の伊藤でございます。

本日は大変お忙しい中、愛知県障害者施策審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

そして、日頃から委員の皆様方には、本県の障害者施策の推進に格別の御理解、御協力をいただいております。この場をお借りして、改めて御礼申し上げます。

当審議会につきましては、今年度3回目の開催となります。御承知のように、昨年のはじめはこれに加え、当審議会の下にワーキンググループを開催させていただき、その中で、次期愛知県障害者計画案、障害者差別解消推進条例要綱案や職員対応要領案につきまして、委員の皆様から貴重な御意見を賜りました。誠にありがとうございました。

条例につきましては、昨年11月の第2回の審議会において御了承いただきました条例要綱案を基に、12月定例県議会におきまして「愛知県障害者差別解消推進条例」を全会派一致の下に可決いただき、12月22日に公布し、一部を除き施行となっております。

また、職員対応要領につきましては、第2回の審議会や審議会後に書面でいただきました御意見等を踏まえ、12月25日に公布し、年内に全職員へ周知徹底した上で、本年1月1日から施行したところでございます。

委員の皆様には、条例の制定等につきまして、多大なお力添えをいただきました。本当にありがとうございました。

さて、本日の審議会におきましては、策定作業を進めてまいりました「次期愛知県障害者計画案について」御審議いただきたいと存じます。

次期障害者計画案につきましては、「次期あいち健康福祉ビジョン」の障害に係る記載部分がこの障害者計画となりますので、当審議会における御議論のほか、次期健康福祉ビジョン策定検討委員会においても御議論いただいております。これに加え、本年1月から2月にかけて実施いたしましたパブリックコメントで県民の皆様からいただいた御意見等を踏まえ、まとめたものでございます。

本日は、委員の皆様から、計画案に対する御意見を賜りまして、3月の計画策定・公表に向けて、進めてまいりたいと考えております。

報告事項としては、「障害者差別解消法の施行への対応について」を始め4件を予定しております。

短い時間ではございますが、委員の皆様におかれましては、忌憚のない御意見を賜りますようお願いを申し上げます。開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

6 定足数確認

では、議事に入る前に事務局より若干御連絡申し上げます。

まず、定足数の確認でございます。

本日は、委員数20名のうち、過半数以上の15名が出席されておりますので、愛知県障害者施策審議会条例第4条の規定により当審議会は有効に成立しております。

7 傍聴及びホームページへの掲載についての報告

続きまして、傍聴及びホームページへの掲載による報告をさせていただきます。

この会議は、愛知県障害者施策審議会運営要領及び本審議会の傍聴に関する要領により、公開としております。

2月5日（金）から県のホームページで、審議会の開催のお知らせをしており、本日の傍聴は1名でございます。

傍聴の方にお願ひ申し上げます。

お手元の傍聴人心得を守り、静粛に傍聴していただきますよう、お願いいたします。

8 資料確認等

次に、事前に皆様にお送りしております、本日の会議資料の確認をさせていただきます。まず、A4判で本日の次第、出席者名簿、配席図、愛知県障害者施策審議会条例、運営要領でございます。続いて、A3判で資料1-1、1-2、1-2（追加）、1-3、資料2-1、2-2、2-3、資料3、資料4-1、4-2、4-3、資料5でございます。

また、本日御欠席の小樋委員に事前に御回答いただいた質問票を、あわせて机上配布しております。

本会議では、手話通訳の方に御協力をいただきながら進行していきますので、各委員におかれましては、御発言にあたりまして、マイクを利用いただき、ゆっくりと大きな声で御発言くださいますようお願いいたします。

それでは、この後の会議の進行につきましては、高橋会長にお願いしたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

9 会長挨拶

改めまして、皆様こんにちは。

本日は、お忙しい中、障害者施策審議会に御出席いただきまして、ありがとうございます。

今回は今年度3回目、最後の審議会となります。内容は、皆様のお手元にあります次第のとおり、議題が1件と報告事項が4件であります。

議題は「次期愛知県障害者計画案について」となっています。これまで、当審議会とワーキンググループで皆様からいただきました御意見を踏まえ、また、今年1月から2月までパブリック・コメントを実施し、計画案としてまとめりましたので、本日さまざまな角度から御意見を賜りたいと存じます。

報告事項は4件ありまして、「障害者差別解消法の施行への対応について」、「平成27年度愛知県障害者自立支援協議会の開催状況について」、「平成28年度愛知県当初予算案（障害施策関連分）について」、「愛知県特別支援教育推進計画（愛知・つながりプラン）の進捗状況について」となっております。

限られた時間ではあります。皆様の御協力をいただき、円滑に会議を進めていきたいと思っております。

委員の皆様方には、言葉や内容についてお分かりになりにくいことがあれば、手を挙げるなどしていただき、御質問していただきたいと思っております。そして、御遠慮なくお考えを言っていただきまして、審議が充実したものとなりますようお願い申し上げます。

10 議事録署名者指名

それでは、議事に入る前に、運営要領の第2条第3項によりまして、会長が議事録署名者を2名指名することになっておりますので、私の方から指名したいと存じます。

今回は、荒木委員と徳田委員にお願いしたいと存じます。よろしく申し上げます。

11 事務連絡

では、次第に沿って議事を進めてまいります。本日の会議の終了時刻は、15時30分を予定しておりますので、御協力よろしく申し上げます。

それではまず、議題「次期愛知県障害者計画（案）について」、事務局から説明をお願いします。

12 議題 次期愛知県障害者計画（案）について

障害福祉課 加藤主幹

資料1-1の次期愛知県障害者計画案の概要を御覧ください。

1の計画策定の趣旨・位置付けでございます。

この計画は、障害者基本法に基づく、都道府県障害者計画として位置付けるものであります。

(2)の経緯にありますように、「21世紀あいち福祉ビジョン」、続いて「あいち健康福祉ビジョン」における障害のある方に係る記載部分を「障害者計画」として、施策の推進を図っております。この現行ビジョンの計画期間の最終年度が平成27年度となりますので、現在、策定を進めております次期あいち健康福祉ビジョンを、引き続き障害者計画とし、策定を進めていくことで、昨年7月の第1回障害者施策審議会において、御了承をいただきました。

次に、2の目標年次ですが、平成28年度から32年度までの5年間を計画期間としております。

それでは、1ページ右側上の3の基本的な考え方です。

(1)の基本理念は、現行のビジョンを引き継ぎ、ともに支え合う安心・健やかで幸せなあいちです。

(2)のめざすべき健康福祉社会の姿ですが、子どもや障害のある人など、すべての人が活躍する「人が輝くあいち」です。

その下にあります、障害のある人のめざすべき具体的な状況は、記載のとおりですが、三番目の○の「意思疎通のための手段、情報の取得等のための手段についての選択の機会が確保されている。」との記載は、

今年1月から2月にかけて行った次期健康福祉ビジョン素案に対するパブリックコメントにおいていただいた御意見を踏まえ、新たに追記させていただきました。

次に、4の計画の施策体系ですが、2ページの別紙のとおりとなっております。この施策体系については、これまでに、障害者施策審議会、ワーキンググループ、自立支援協議会などで、骨子案と素案について御意見を賜り、まとめたものでございまして、次期健康福祉ビジョンでは、第4章の4の障害者支援、身近な地域で共に暮らせる新しい社会に向けての記載部分が、次期障害者計画となります。

1ページにお戻りください。次に、5のビジョンの推進です。

一つ目の○にありますように、このビジョンは、包括的な視点で施策の方向性を示し、各個別計画と一体となって取組を推進するものです。

障害分野の個別計画は、下の参考にありますように、昨年3月に策定した、第4期愛知県障害福祉計画となります。二つ目の○に戻りますが、ビジョンで示された方向性を踏まえながら、各個別計画の目標により進行管理してまいります。

そして、三つ目の○にありますように、知事を本部長とする健康福祉ビジョン推進本部において年次レポートを作成し進行管理してまいります。この障害者施策審議会等においても意見をお聞きして年次レポートを作成してまいります。

それでは、資料1-2を御覧ください。

これまで、当審議会、ワーキンググループ、また会議後に文書での照会も何回かさせていただいておりますが、委員の皆様から多くの貴重な御意見をいただき、可能な限り御意見を踏まえて計画案をまとめてまいりました。また、今年1月から2月にかけてパブリックコメントを実施したところであり、これまでいただきました御意見に対する対応方針をまとめたものです。

1ページは、1として、11月に開催した、当審議会における意見への対応方針をまとめたものであり、2ページには、2として、第2回審議会後に文書で照会させていただき、委員の方から寄せられました御意見への対応方針となっております。

次の3ページには、3として、今年1月22日に開催しました、社会福祉審議会における意見への対応方針となっております。

例えば、1番では、通常の学級に通っている発達や障害の心配のある子どもをどのように支援していくのかという視点が抜けているとの意見に対し、特別支援教育における発達障害の可能性のある子どもへの支援について資料1-3の計画案の89ページの2項目目に盛り込んでおり、また、発達障害の可能性のある子どもへの早期支援について、計画案の91ページの5項目目に盛り込み、記載の充実を図ったところです。

4ページには、4として、パブリックコメントで県民から寄せられた28件の意見への対応方針をまとめたものです。

少し紹介しますと、1番では、特別支援学校の過大過密の実態と打開策を盛り込んでくださいとの意見に対し、対応方針では、教室数の不足として課題に盛り込んでおり、施策の方向性として、新たな学校の設置などを検討していくことを、計画案の89ページに盛り込んでおります。

また、その下の3番や5番など、意思疎通支援について御意見をいただきましたので、手話及び意思疎通のための手段の選択と、その利用機会の拡大についての記載を充実しております。

なお、事前に資料を送付させていただいた後にパブリックコメントで寄せられました意見への対応方針につきましては、資料1-2の追加分の資料を御覧ください。1ページの7番から、4ページの28番まで、特別支援教育、グループホーム、情報のバリアフリー化、交通など、幅広く御意見をいただいております。それぞれへの対応方針を記載させており、できる限り御意見を踏まえ、対応させていただいております。

資料1-2にお戻りいただきまして、6ページを御覧ください。昨年7月の第1回審議会から11月の第2回審議会の前までに、委員の皆様からいただきました御意見への対応方針を、11ページまで参考資料としてまとめさせていただきましたので、参考にしていただければと存じます。

それでは、資料1-3を御覧ください。これまで、委員の皆様、パブリックコメントで寄せられました御意見を踏まえ、まとめた計画案となります。本日は資料1-3の次期障害者計画案について、御意見をいただきたいと存じます。

なお、次期健康福祉ビジョン案につきましては、今週17日水曜日に開催されました次期健康福祉ビジョン策定検討会議において、御意見をいただき、内容について承認をいただいたところであります。本日の資料にはありませんが、次期ビジョン策定検討会議の委員には、当審議会の高橋会長に参画いただいております。高橋会長から、17日の会議において、障害者計画に係る御意見を2ついただいておりますので、説明させていただきます。

計画案の86ページを御覧ください。まずひとつは、課題1の特別支援教育の充実において、○の記載の下から4行目以下の記載となりますが、「更に、本人及び保護者の意向を最大限に尊重して」、のインクルーシブ教育システムの記載について、これを冒頭に記載した上で、具体の記載をすべきとの御意見をいただきました。

早速、特別支援教育課と検討を行いまして、御意見を踏まえ、この記載部分を冒頭に持っていく修正をさせていただきますと考えております。

次に、2点目ですが、これも特別支援教育に関することで、公職選挙法改正に伴う18歳以上選挙権について、特別支援学校での教育の取組を計画に盛り込む必要があるとの御意見をいただいております。

現時点では、計画案に記載はありませんが、教育委員会では、教頭研修における主権者教育に関する講演や、主権者教育に関する説明会を実施しております。今後、各学校で主権者教育への取組を教育課程や指導計画等に組み込んでいくこととしており、さらに、各学校では、生徒会選挙等、学校教育の中で実際に選挙を想定した取組を行っているところであります。

こちらについても、計画へ記載する方向で進めさせていただきたいと考えており、今後、修正案を事務局で作成をし、高橋会長に相談させていただき、計画に反映させてまいりたいと考えております。

さて、前回11月の第2回審議会から修正したところですが、委員の皆様からの御意見を踏まえて修正させていただいた箇所に加え、計画案の113ページを御覧いただきますと、委員の皆様から大変貴重な御意見をいただき、まとめることができました。愛知県障害者差別解消推進条例要綱案につきまして、昨年12月18日に条例として成立し、12月22日に公布、一部を除き施行いたしました。後ほど、報告事項の中で説明させていただきますが、この条例に基づく取組を盛り込んだところであり、条例の制定を契機として、障害の有無に関わらず、共に暮らせる社会の実現に向け、しっかりと取り組んでまいりますので、委員の皆様におかれましても、引き続き御指導を賜りますようお願いいたします。

本日、委員の皆様から御意見を賜りまして、必要に応じて修正を行い、計画を取りまとめ、来月3月に計画を決定し、公表してまいります。より良い計画とするため、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。私からの説明を終わります。

高橋会長

ただいま説明のありました「次期愛知県障害者計画（案）について」、御意見や御質問等があればお伺いします。

徳田委員

資料1-2（追加）、パブリック・コメントの意見の14番目について質問です。審議会委員としてこの意見には同感ですが、対応方針が抽象的であるため、お伺いしたいと考えております。意見を出された方は、福祉や医療のアウトリーチやアクトを希望されていると想像しました。県としての対応方針は、地域アドバイザーの他に、新たに県職員として増やし、市町村で行われる、地域で障害者も孤立させない取組を図っていくという趣旨かと思えます。そこで、アドバイザーの具体的な役割について質問したいと思います。

市町村で格差がある場合、圏域アドバイザーが調整していくという説明を聞いております。

圏域アドバイザーは、県で1人だけであるため、精神障害等の調整ができるのか不安に思えます。1人の圏域アドバイザーに全てを担わせるのは大きな負担となるため、圏域アドバイザーの人数を増やす予定はあるのでしょうか。特に、精神障害を持たれている方の支援について、自立支援法で市町村が行うとなっているものの、実際は遅れているため、アドバイザーの役割はとても重要です。

アドバイザーの人数や専門性について、今後の計画をお聞かせください。

障害福祉課 保木井主幹

地域アドバイザーは、以前は圏域アドバイザーと呼ばれていましたが、名称変更し、現在、地域アドバイザーとしています。

アドバイザーは1人では無理だろうという意見がありましたが、数年前から専門アドバイザーを設け、地域アドバイザーが十分対応出来ない部分について、専門アドバイザーを活用いただき、他の圏域でその分野で活躍されているスキルのある方に臨時的にアドバイスしていただくという体制をとることで、圏域・市町村域の相談体制の構築に取り組んでいるところでございます。

徳田委員

専門アドバイザーは、自立支援協議会でよく検討されている項目かと思えます。コア機関チームや保健所やアドバイザーや市町の自立支援協議会を担当している方が一緒になって、地域支援作りをしていくということが述べられておりますが、精神の問題は、各市町においても苦勞されていると思えますので、地域アドバイザーを各圏域に一人置くだけでなく、精神保健福祉士協会でベテランで地域で活躍する人を専門アドバイザーとして任命する制度にしてはいかがかと思えます。

今の話だと、専門アドバイザーを必要に応じて呼ぶというようなことでしたが、地域アドバイザーは各圏域に1人は任命されているため、それに加えて、市町で精神障害のある方の支援・相談を強化するためには、専門性を担保した委員を専門アドバイザーとして任命する必要があると思えます。

障害福祉課 保木井主幹

市町村の相談支援体制としては、まず基幹相談支援センターがあります。こちらは、一般の相談支援事業所の統括や困難事例の取扱いを行うという位置付けをしています。

精神障害についてのお話もありましたが、PSWの方を基幹相談支援センターに配置している市町村もごいます。このような中で、対応ができない事例が出てきた際に専門アドバイザーを活用していくという流れを考えております。

高橋会長

精神障害の方の地域移行についてどのように取り組もうとしているかについて説明していただくと分かりやすいと思うため、付け加えて説明していただけますか

障害福祉課 保木井主幹

精神障害の方の地域移行については、現在自立支援協議会でも議論しており、地域での精神科病院からの移行を進めるために、保健所と基幹相談支援所、地域アドバイザーがコアチームという形で中心となり、それぞれの病院に対して、どれくらいの方が地域移行の可能性があるかを把握し、目標設定をしながら進行管理をしていくことを考えています。

それを進めていくにあたり、地域移行のための相談体制、障害福祉サービスの給付もあるため、地域移行を担う相談支援事業所につなげながら支援していくという枠組みを検討しているところです。

高橋会長

報告事項2で自立支援協議会の開催状況についての報告がありますので、そこでまた付け加えてくださるのではないかと思います。

岡田委員

特別支援教育とグループホームについて、質問とお願いがあります。

特別支援教育について、87 ページに、幼児・児童・生徒の障害の重度・重複・多様化が見られ、ということを書いただいておりますが、先日、愛知県特別支援教育の連携協議会に出席した際に、初めて県立の特別支援学校における強度行動障害の児童・生徒の人数パーセントが上がってきました。

強度行動障害の研修が県でも始まり、私たちも大変期待しておりますが、幼児期から特別な教育及び支援をしていただくことにより、早めに強度行動障害が和らいでいくのではないかと期待ができますので、重度化のところに、ぜひ強度行動障害の教育を入れていただきたいです。

次に、グループホームについてですが、パブリックコメントの16番に記載がありました、重度の方のグループホームについてお願いがあります。

グループホームを作ろうとしても、職員がいないことにより、作っても開所ができないということを知ったことがあります。また、開所しても、世話人が常駐しないため、土日は必ず帰っていただく、また夜泊まっていた人がいないという問題があります。

ここには人件費の補助とは書いてあるのですが、福祉全般について働いていただけの方が少なくなっていると私は実感しています。しばらく働いていられなくなり、さまざまな知識をお持ちの役に立つ方が、自分で事業を立ち上げることで、中心となる人がいなくなってしまう現状があるように感じております。

重度の人やグループホーム、高齢化した人たちのグループホームをどのように運営していくのでしょうか。医療的ケアができるグループホームを運営していくためには、人材の確保が必要になると思いますので、障害者支援に関わる人々の確保について、何かここに入れることはできないでしょうか。

特別支援教育課 畑中補佐

前回の会議で、特別支援学校における強度行動障害の人数を出せさせていただきました。文章の中に盛り込んでいくかどうかについては障害の重度・重複化、多様化、また特別支援教育は、一人一人の教育的ニーズに応じた支援並びに指導となりますので、検討させていただきたいと思います。

障害福祉課 加藤主幹

人材の確保については、次期健康福祉ビジョンの中でも、重要課題として、他の分野でしっかりと記載をさせていただく予定としておりますので、そちらで対応させていただきたいと思います。

岡田委員

では、この計画案では人材の確保という項目は出てこないということでしょうか。

障害福祉課 加藤主幹

障害福祉分野においてもグループホームを始め人材の確保は大変重要な課題となっておりますし、重ねて御意見をいただきましたので、障害者計画の中でも人材の確保について盛り込むことを検討してまいりたいと思います。

長谷委員

2点お伺いします。

まず、特別支援教育の充実についてですが、知的に障害がある方や発達性の障害がある方に対しては、充実した内容として作っていただいていると思いますが、肢体障害の方や聴覚障害の方が通常の学級に通うための仕組みをもう少し書いていただきたいです。

「最大限に尊重して」と言っても親御さんがなかなか足を踏み込めないという懸念もあると思いますので、看護師の関係等をもう少し具体的に書いていただけると良いと思いました。

2点目ですが、96 ページに移動支援のことが書かれています。社会参加を促進するため、という書き出しで書かれておりますが、最近、市町によっては移動支援の内容を官公庁の内容を優先して、外出の時間を減らすように言われることが多くなりました。理由として予算の問題が挙げられておりますが、そもそも社会参加のためであるため、このあたりの点を市町にきちんと伝えていただきますよう、お願いします。

時代と逆行しているようにも感じますので、市町に対して、県から一言言っていただけたらと思います。

特別支援教育課 山中主査

86 ページに「本人及び保護者の意向を最大限に尊重して」と書かれておりますが、具体的内容については、施策の方向性のところで、88 ページの上から3つ目の○、「障害の状態、本人の教育的ニーズ、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から」というところに書かせていただいております。

合わせて、主な取組のところで、89 ページの上から5つ目で、「平成 25 年 9 月の学校教育法施行令改正」というところにも明記させていただいております。

障害福祉課 保木井主幹

移動支援は、現在、地域生活支援の中で市町村事業として位置づけられています。市町村によって制限があることについては、そのようなことがないよう、会議を通じて、市町村へ通知をしてまいります。

また、総合支援法の三年後の見直しの中で、個別給付化の議論もされておりますので、その結論も見ながら検討をしていきたいと思っております。

長谷委員

特別支援教育については、今御回答いただいたものよりも、もう少し深い内容で明記されると良いと思います。他の部分では、特別支援学校に看護師を増員するといった内容が記載されておりますが、通常学校の方には具体的な方策が盛り込まれていないため、何か具体的な施策があると良いと思いました。

高橋会長

具体的な実施体制について書き込めないだろうかという御意見だと思いますが、いかがでしょうか。

特別支援教育課 山中主査

予算のところでお話をさせていただこうと思っておりましたが、先に話させていただきます。

資料4-1の15を御覧ください。1のインクルーシブ教育システム推進事業費補助金ということで、文部科学省の事業を活用して、県でも新規としてこの項目を追加しました。市町村が小中学校等に配置する医療的ケアのための看護師について、経費の一部を補助する予定です。平成28年度より実施する予定です。この計画を立てている段階では明確ではなかったため、記載しておりませんでした。施策としては進めたいと考えております。

園田委員

手話通訳者の派遣についてですが、「充実」と記載がされております。その点には賛成しますが、現状では、手話通訳者の派遣をしている市町村において、教育関係の場合は公的な学校は派遣を認めても、私立大学や専門学校は市町村の派遣の対象外となるため、派遣できないところがあると思います。

また、サッカーをしている若者が、コーチになりたいと思い、資格をとるための研修を受けるために、手話通訳者の派遣をサッカー協会にお願いしても、予算がないので通訳がつけられないと言われる例があります。

「充実」という意味は、例えば市町村で手話通訳者の派遣ができないところを県が補っていくという考えなのでしょうか。また、県の手話通訳者の派遣もありますが、予算の制限があります。予算を超えた場合、補っていただけるのか確認したいです。

障害福祉課 保木井主幹

手話通訳者の派遣については、まずは市町村がやることになっています。県がやる部分は広域的な手話通訳を対応することになっています。今の質問で、市町村ができなかったら県がやるのかという質問ですが、そこは市町村と県の役割分担があるため、その中で考えていくことになるかと思えます。

園田委員

役割分担というのは分かりますが、はっきりしていない部分も多いです。例えば、公立の学校の場合は、市町村が手話通訳者の派遣を認めています。私立の場合は、市の派遣の対象になるのか、あるいは県の派遣の対象になるのか、線引きが分からないところがあります。中核市の場合は、役割は県並みとなっています。中核市でも、派遣ができない場合は、県に相談したいという現状となっています。

また、役割分担と言われても、曖昧な面がたくさんあります。また個別に相談させていただいてもよろしいでしょうか。

障害福祉課 保木井主幹

個々の事例を教えてください、調整していきたいと思えます。

高橋会長

今、障害者計画について御意見を伺っておりますので、それに関連したことで御意見を伺いたいと思えます。

長谷委員

103 ページの就労支援・雇用促進、職業能力の開発支援の項目について、事業所に対してやらなくてはならないことや方向性は合っていると思いますが、事業所ばかりが頑張っても受け入れ先が見つからないということがあると思います。企業や受け入れ側に対しての施策は特にここで書かれる内容ではないのでしょうか。

就業促進課 加藤補佐

103 ページの主な取組の中で、企業に対しては事業主等を対象としたセミナー等を行い、雇用の関係の啓発をさせていただいており、県で行っている主な取組として書かせていただいているところです。

長谷委員

就労継続の移行と発掘に関する責任者が参加しやすいよう、セミナーを小規模で実施したり、開催地域を工夫していただけたらと思いました。

渡辺委員

選挙時における選挙者名簿を投票所に置くということが書かれていたと思いますが、拡大文字、点字、音声版で候補者名簿を置くことを記載していただけると、視覚障害のある方が、さまざまな方法で情報を得ることができるので、それらの実施をお願いしたいです。

しかし、投票所に当日置いてあっても、選挙者名簿等を読むのに時間がかけられないと思いますので、投票日の一週間前くらいまでには、視覚障害のある方の要望に応じた媒体で選挙候補者の名簿と具体的な施策等を載せたものを手元に届くようにしていただけるとありがたいです。

障害福祉課 加藤主幹

選挙時における障害のある方への配慮については、計画案の 116 ページに、新たに選挙時における障害のある方への配慮において、政見放送における手話通訳の導入、点字版・音声版の選挙のお知らせの配布、点字による候補者名簿の各投票所への備え付け等を行っていきま、と記載しており、今回の障害者計画から記載させていただいております。今、渡辺委員からいただいた御意見を選挙管理委員会に伝えるとともに、障害福祉課も一体となって、計画に記載した内容が進んでいくよう、取り組んでまいります。

園田委員

昨日新聞に載っていた事項ですが、県議会で要約筆記が認められたことについても、計画案に入れていただきたいと思います。

障害福祉課 加藤主幹

昨日、新聞報道でもございましたが、県議会での要約筆記も導入されたことについては、現在状況を把握しているところです。計画に記載できるようであれば盛り込んでまいりたいと思います。

岡田委員

発達障害について、追加でお願いがあります。投票所に行くと、発達障害や自閉症の方は、流れが分からず、投票ができないことがありますので、受付から投票までの流れが視覚で分かるようなものを設置していただけたらと思います。

障害福祉課 加藤主幹

御要望については、機会を捉えて、選挙管理委員会にしっかりと伝えてまいります。

高橋会長

自閉症協会と連携して取り組んでいただけたらと思います。

他の障害の場合でも、同じような問題があるかと思しますので、そのあたりの御配慮もお願いいたします。

井上委員

素案の 117 ページの社会的バリアの除去のところについて質問があります。学校教育の場でメンタル疾患の知識を学ぶと、病気にかかったときに、早期発見・早期治療につながるため、具体的な学習時間の配分等が分かれば教えていただきたいです。

特別支援教育課 畑中補佐

小中学校においては、総合的な学習の時間は週に 1 時間から 2 時間ですが、さまざまな内容を行っておりますので、福祉的な内容をどの程度取り扱っているかは、学校の中で定めているところであります。

小中学校、高等学校の指導において、障害のある方への理解を進めることは大切なことであるため、業務を所管している義務教育課、高等学校教育課に伝え、取り組んでまいりたいと思います。

井上委員

三重県では既に始まっていると聞いております。愛知県でも患者を増やさないために、メンタル疾患について広く皆さんに分かっていただくことは重要だと思しますので、よろしく申し上げます。

高橋会長

これは、従来、知的障害、盲や聾といった方、身体障害のある方が教育の対象の中心であったけれども、精神障害の方も含めた教育がなされているかどうかという御質問であると思えます。そのあたりははいかがでしょうか。

特別支援教育課 畑中補佐

具体的に何校という数は把握しておりませんが、そのあたりの教育はまだ十分できていないと認識しておりますので、義務教育課、高等学校教育課に御意見を伝えていきたいと思えます。

高橋会長

もし実態が分かれば、来年度の最初の審議会で報告いただければと思えます。

徳田委員

意見と質問があります。113 ページから 117 ページまでに、主要な取組として、広報活動について書かれています。さまざまな障害の特性の理解を進めないと、無用なトラブルが発生するため、県の広報活動については大賛成です。

県条例に係る予算が 570 万円ほど組まれているようなので、行政や専門家だけでなく、当事者や家族が入って、合理的配慮の提供とは何なのか、事例を沢山挙げた冊子作りを是非行っていただきたいと思えます。

そのために、身近な相談窓口から出た事例を資料として使いながら、当事者、家族を含めた冊子作り委員会を作っていたきたいです。

もう1つは、普及啓発に関連して、障害者基本法第9条に明記されている、障害者週間の話です。障害者週間は、12月のことですので、これから準備をして、各市町において、障害者週間を活用した取組を行っていただきたいと思います。各市町で、身体知的精神の当事者や家族が救われていく時代だということ、県のこころの推進室がやるだけではなく、各市町において、障害者週間の活用をして、障害の特性理解を図られてはどうかと思います。

高橋会長

これは、計画に対する御意見ですか、それとも来年度以降及び将来の事業についての御意見ですか。

徳田委員

障害者計画の具体的な施策に関する意見ですが、ふさわしくなかったでしょうか。

高橋会長

報告事項(1)「障害者差別解消法の施行への対応について」のところで、最初のものについては御意見をいただければよかったですと思います。そこで事務局から答えていただいてもよろしいでしょうか。

2つ目のものについては、障害者週間を啓発の一環として盛り込めるかということですが、いかがでしょうか。

障害福祉課 加藤主幹

主要な取組として、まずは普及啓発ということで、広報活動に取り組みます、と記載しております。障害者週間の活用についてですが、障害福祉課では、条例制定以降、広報活動についても、市町村と連携して取り組んでまいりたいと考えています。いただいた御意見については、市町村に伝え、今後どういった展開ができるかは分かりませんが、計画の中では「市町村と連携して」、という記載を盛り込むことを検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

高橋会長

たくさんの御意見をいただきました。今までいただいた御意見を踏まえて、次期愛知県障害者計画案については大筋了承していただくということでよろしいでしょうか。

それでは、御了承いただけたということで進めてまいります。

事務局におかれましては、只今いただいた御意見等を踏まえて、よりよい計画となるよう、計画案の修正すべきところは修正していただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、報告事項に移ります。本日報告事項は4件あります。4件すべての説明をしていただいた後に御質問や御意見等を伺うこととします。

また、最初に先程の徳田委員からの御意見に対してお答えいただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、報告事項(1)「障害者差別解消法の施行への対応について」、事務局から説明をお願いします。

13 報告事項(1) 障害者差別解消法の施行への対応について

障害福祉課 渡辺補佐

私からは、障害者差別解消法の施行への対応について説明させていただきます。

お手元の資料 2-1 を御覧ください。

本年 1 月 29 日付けで発出されました「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行令及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行規則の公布について」でございます。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行令と施行規則、つまり政令と内閣府令に関する資料でございます。

政令の内容としましては、資料右側の 1 から 4 となりますが、1 は、障害者差別解消法における「行政機関」に含まれる範囲を、2 については、「独立行政法人等」に含まれる国の法人の範囲を定めるもの、4 の権限の委任につきましては、国や政府に関することでございます。

県や市に関係する規定は、「3 地方公共団体の長等が処理する事務」になります。

差別解消法の第 12 条に規定する主務大臣の権限に属する事務につきましては、各事業法等における監督権限に属する事務の全て又は一部が他の法令の規定により地方公共団体の長等が行うとされているときは、当該地方公共団体の長等が行うこととなります。

例えば、愛知県に許認可、指定、指導監督に関する権限がある事務に関する事業者に対しましては、法第 12 条に規定する報告の徴収や助言、指導、勧告の権限が、国から愛知県に下りてくるということになります。

1 ページめくっていただき、「5 施行期日」ですが、法律に併せて平成 28 年 4 月 1 日から施行されることとされております。

参考に官報を右側に添付させていただきましたので、御参照ください。

なお本日の資料には、添付しておりませんが、この公布通知と同時に、内閣府が把握している各事業法等において、地方公共団体の長等が処理することとされている事務について、情報提供がございました。県の多くの部局等が関与していることから、周知徹底を図り、適切に対応してまいります。

また、障害者差別解消法施行規則につきましては、障害者差別解消法の「できる」規定に基づき、障害者差別解消支援地域協議会を組織する場合の公表内容、これは協議会の名称及び構成員になります、及び公表方法について定められています。

本県においては、協議会の第 1 回開催の記者発表に合わせて、県のホームページに掲載しており、既に対応済みとなっております。

1 ページめくっていただき、資料 2-2 の愛知県障害者虐待防止・差別解消推進協議会についてでございます。この資料は、1 月 29 日に県で開催させていただいたときの資料でございますが、これに基づきまして、協議会の概要や協議内容等を説明させていただきます。

始めに、「1 障害者差別解消支援地域協議会とは」ですが、障害者差別解消法に基づき、地域における様々な関係機関が、障害者差別に関する相談及び相談事例に係る情報の共有・協議を通じて、各自の役割に応じた事案解決のための取組や類似事案の発生防止の取組など、地域の実情に応じた差別解消のための取組を効果的かつ円滑に行うネットワークとして組織するものでございます。

次に、「2 本県における対応」でございますが、障害者差別解消法では、障害者差別解消支援地域協議会は、任意設置とされておりますが、本県では、条例で設置を義務付けたものでございます。1 枚はねていただきますと、参考資料 2 に県条例の関係分を抜粋したものが記載されております。

資料 2-2 に戻っていただきまして、国におきましては、既設の会議を活用することも例示として挙げていることから、国が示す協議会の構成機関の多くが構成員となっている、障害者虐待防止法に基づき、障害者虐待の未然防止や、早期発見、迅速な対応や地域の関係機関における協力体制の整備・充実を図ることを目的としております「愛知県障害者虐待防止連携会議」を拡充し、「愛知県障害者虐待防止・差別解消推進協議会」として設置し、今年 4 月 1 日の法施行後は、法に基づく協議会として位置付けるものでございます。

次に、資料 2-2 の右上でございしますが、「3 協議会の概要」ですが、32 機関でございます。従前の 26 機関から、新たに国から例示されている、県保健所の代表、県精神保健福祉センター、県民生活課、名古屋法務局、愛知県経営者協会、愛知県弁護士会の 6 機関が新たに加わり、32 機関で構成しております。協議会の座長は、健康福祉部次長として、進めてまいります。

協議内容といたしましては、従前どおり、引き続き、障害者虐待防止の推進、障害者虐待防止の未然防止や早期発見、迅速な対応及び支援に関することや、障害者虐待防止に関する関係機関等による推進体制整備に関することを協議してまいります。

また、新規の事項といたしまして、障害者差別解消の推進ということで、障害者差別解消に関する関係機関等による推進体制整備に関すること、障害者差別に関する事案の情報共有及び構成機関等への提言に関することを協議してまいります。

本協議会につきましては、原則として公開としておりますが、個人情報の保護を規定しました、要綱の第 7 では、協議会の出席者は、相談者、被虐待者及びその家族のプライバシーに十分配慮し、会議等により知り得た個人情報については、他に漏らさないと規定しております。

1 ページめくっていただき、3 ページですが、協議会の要綱を添付させていただきましたので、御参照ください。

次に資料 2-3、障害者差別に関する相談体制の整備について説明させていただきます。

障害者差別解消法では、地方公共団体の相談体制の整備について定められており、また、愛知県障害者差別解消推進条例では県における相談体制の整備について規定しております。これらに基づき必要な体制の整備を図っております。

はじめに「1 県における相談体制」でございます。

まず事業者による差別に関する相談ですが、差別は、教育、医療、公共交通、行政など、幅広い分野で起こる可能性があることから、障害福祉の窓口だけでなく、既存のあらゆる分野の相談窓口すべてで対応することとしております。

また、市町村が行う相談業務を支援するための広域相談窓口を 7 箇所の福祉相談センター、精神保健福祉センター、障害福祉課に置くこととしております。

次に県職員による差別に関する相談でございます。

こちらについては、障害を理由とする差別の禁止に関して職員が適切に対応するために定めました職員対応要領に定める機関で対応することとしております。

1 枚はねていただき、2 ページを御覧ください。「県における相談対応のスキーム」でございます。

左側の(1)が事業者等による差別に関する相談でございます。

相談への対応は一義的には始めに受付けた窓口が行いますが、その窓口では対応が困難な場合については、他の適切な機関、これは当該事業者に監督権限を有する行政機関等でございますが、こちらに確実につなぎ、対応を図ることとしております。対応が完了したのちは障害福祉課へ報告されることとなっております。

右側の(2)が県の職員による差別に関する相談でございます。

こちらについても一義的な対応は、相談を受付けた窓口が行いますが、事実確認後は各部局の主管課、これは主に人事等を担当する部署ですが、こちらに報告し、主管課において必要に応じて是正措置及び再発防止策等をとることとしております。

こちらにつきましても最終的には障害福祉課へ報告されます。

1 ページお戻りいただき、資料右側上「2 市町村における相談体制について」でございますが、11月の第2回障害者施策審議会において、委員の方から、市町村の状況についても把握すべきとの御意見をいただきました。この御意見に基づき、県で調査をしまして、2月1日現在でまとめたものが、3ページからの「法施行に向けた各市町村の対応状況について」となります。

職員対応要領について、2の相談体制の整備について、3の啓発活動について、4の協議会について、とそれぞれまとめさせていただいておりますが、2の相談窓口の設置については、県内54市町村すべてで設置されることと伺っております。

本県では、障害者差別解消推進条例の12月22日の公布に合わせて、文書にて、各市町村に協議会の設置や相談及び紛争の防止等のための体制整備や啓発活動等について依頼しております。

今後機会を捉えて対応を引き続き進めてまいります。

「3 事業者における相談体制について」でございます。

法では、各主務大臣が差別の禁止に関して、事業者のためのガイドラインとなる対応指針を定めることとされており、各事業分野ごとに担当省庁が定めるなど、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供の努力義務や相談体制の整備などについて規定されております。

これらにつきましては、内閣府ホームページで公開されております。

最後に資料2-3の右下、障害者差別の解消に向けた啓発活動について記載しております。

先ほど、徳田委員からも、啓発・広報が大切であるという御意見をいただきました。

県としましても、障害者差別解消に向けて、啓発を行う絶好の機会と考えておまして、さまざまな取組を行っております。これまで、県のホームページや新聞紙面での広報を実施してきているところですが、今後、市町村と連携した住民ひとりひとりへの周知や、公共交通機関の駅張りポスター掲示、啓発用リーフレットの配布などを進めてまいります。

周知が進むにつれて相談事例も増えてくるかと考えておりますが、適切に対応できるよう、努めてまいります。

また、資料には記載してございませんが、県条例では、実際に不当な差別的取扱いがなされた場合の「助言・あっせん又は指導等」は、知事が、必要に応じて第三者委員からなる「障害者差別解消調整委員会」を設置して、ここで意見を聴いて行うこととし、県がより責任を持って対応できるように規定しております。条例で委員は15名としており、委員は未定でございますが、障害当事者6名、事業者6名、学識経験者3名で、障害当事者6名は障害者施策審議会に委員として参画いただいている6団体から推薦いただくことを想定しており、今年4月1日設置で進めております。

最後に、先ほど徳田委員から冊子作り等について御意見をいただきました。

28年度当初予算案については、資料にもありますように、575万円ということで、新規で予算計上を考えております。これにつきましては、協議会の開催費用であったり、調整委員会の開催、地域におけるシンポジウムなどの開催を予定しております。それらの予算を確保している状況となります。いただいた御提案について、すぐ対応することは難しいかもしれませんが、今後の課題として考えていきたいと思っております。私からの説明は以上でございます。

高橋会長

ありがとうございました。

続いて、報告事項(2)「平成27年度愛知県障害者自立支援協議会の開催状況について」、御説明をお願いします。

14 報告事項(2) 平成27年度愛知県障害者自立支援協議会の開催状況について

障害福祉課 立花補佐

平成27年度愛知県障害者自立支援協議会の開催状況について説明させていただきます。

資料3を御覧ください。本会議の開催状況についてです。平成27年度は2回開催をしました。

第1回は、8月28日に開催し、障害者自立支援協議会の専門部活動状況等について、及び次期愛知県障害者計画について協議いたしました。

第2回は、本日午前中に開催しまして、障害者自立支援協議会の専門部会活動状況等について、次期愛知県障害者計画について、重症心身障害児者支援体制等について協議いたしました。

次に、専門部会の活動状況についてでございます。

まず、地域生活移行推進部会の活動状況についてでございます。

参考資料Aを御覧ください。主な活動内容です。

精神障害者の地域移行支援について検討をしています。精神障害者の地域移行支援を進めるにあたり、地域の体制整備には、障害福祉分野と精神保健分野との連携を図ることが必要であり、そして地域の実働部隊として地域における支援体制の整備を担う、コア機関チームを育成するということをまとめました。

4ページ別紙1を御覧ください。精神障害者の地域移行を推進するための体制づくり、障害福祉分野と精神保健分野との連携を、イメージ図として右半分に示しています。図の左側、県では自立支援協議会と精神保健福祉審議会が、人的交流による連携の緊密化、関連する研修の一体的運営などを通じ、福祉と医療が連携のとれた退院促進の仕組みづくりを目指します。

そして、図の下にあります、コア機関チーム、こちらは地域アドバイザー、保健所、基幹相談支援センターといった、地域でコーディネーターとしての役割が期待される関係機関を対象に、県や県の精神保健福祉センターで実施されている研修を通じて育成をし、地域で頼られている関係機関によるチームを地域に作り、それぞれの得意とするところで役割分担を行い、精神障害者の方が地域移行できるような支援をするということを考えております。また、地域の自立支援協議会、障害保健福祉圏域会議、精神保健福祉推進協議会といった会議にも関わっていただいて、地域課題の提起・検討といった地域の体制づくりの中核的な役割を担っていただくことを考えております。

その他に、地域生活移行推進部会では、地域生活支援拠点等の整備について、グループホームの整備促進支援制度について検討をしております。これらの課題につきましては、今年度の地域アドバイザーから上げられました、圏域の課題を参考に次年度も継続して地域生活移行推進部会において検討することとしております。

なお、本日の自立支援協議会の本会議におきまして、特に、精神障害者の方の地域移行推進の体制図について、御意見が出ておりますので、御紹介させていただきたいと思っております。

まず、体制図の中で、推奨力をどこが持つのか、それから市町村が主体的に取り組めるような目標をどのように設定するのか、愛知県精神科病院協会と御相談していくことが必要なのではないか、体制を進めていく中で、当事者の思いがこのプロセスの中のどこに反映していただけるのかといった御意見をいただいております。

こういった御意見を踏まえまして、当部会の部会長であります、三宅部会長からも、こういった御意見を反映して、この体制が命を吹き込んだ形で回っていくようにしていただきたいという発言がございました。

次に、人材育成部会の活動状況についてです。参考資料B、1つ目の◎でございます。

人材育成部会では、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修体制の見直しについて検討をいたしました。毎年、定員以上の申込みがありまして、研修を受講できない方がいらっしゃる一方、講師陣からは、受講生の質の低下が危惧されていると言われていたところでもあります。

このため、人材育成部会では、真に受講を必要とする方の選定を行うこと、あるいは受講生、受講要件の見直しを行うことといった方向性を示し、研修の有料化も受講生の質を確保する上では必要ではないかといった意見も出されております。

国では、サービス管理責任者の質を保つために、平成30年度を目途に、サービス管理責任者研修の研修体系の見直しを検討しているところがございます、こうした国の動向を見据えつつ進めるべきといった御意見がございました。

こうした御意見を踏まえまして、今後の取り組みとして、当面、県の研修においては、法定実務経験を受講要件に盛り込み、受講者の質を確保すること、引き続き、市町村での審査期間を長くし、真に受講を要する者の選定を行うこととしています。

また、研修体制の見直しは、国の動向を注視しながら、そして有料化におきましては、委託などの実施手法も視野に入れ、事業者と県との業務整理を検討してまいりたいと思います。

次に、2つ目の◎でございます。

相談支援従事者研修についてでございます。

地域での人材育成のできる体制づくりの構築を図るためにはどうしたらよいか検討いたしました。

検討内容としては、地域での人材育成のできる体制づくりの中核的役割が期待される現任研修修了者のアンケート調査による実態把握、相談支援従事者研修のあり方、受講要件について、そして地域の核となれる人材の把握をし、地域管理格差解消の検討を行っております。

これらの検討を踏まえまして、今後の取り組みといたしましては、相談支援従事者現任研修の終了だけでは、市町村の相談支援体制の構築・推進の中核とは成りえないことから、研修体制やカリキュラムを見直すとともに、研修のクオリティを上げるために、課題提出に関するルールの明確化など、受講資格の基準を検討していくこととしております。

そして、地域での人材格差を解消するために、各地域でファシリテータ、経験者を配置できるよう、育成を行っていくこととしております。

こちら、午前中に委員の方から出された意見といたしまして、サービス管理責任者研修の有料化の必要性や、その際、主催者の問答の責任をどう担保するのかという御意見や、有料化は必要だが、委託料・受講額が広げられれば、ぜひ拡大をしてほしいといった御意見がございました。それから、受講生の質の確保のところ、課題忘れの方がいらっしゃるということが問題として上がっておりまして、そういった方々がきちんと納得されるような形で、研修を受けられないということをきちんと示しておくべきではないか、主催者側としてはそのような表現を出していても、受け取る側が、こちらが意図した解釈をしていただけない場合もありますので、きちんとした表現で受講要件に課題の提出は必要であること示す必要があるという御意見がございました。

以上、簡単ではございますが、自立支援協議会の報告とさせていただきます。

高橋会長

ありがとうございました。

次に、報告事項(3)「平成28年度愛知県当初予算案(障害施策関連分)について」、御説明をお願いします。

15 報告事項(3) 平成28年度愛知県当初予算案(障害施策関連分)について

障害福祉課 肆矢主査

それでは資料4-1によりまして、平成28年度の障害者関連の愛知県予算案について御説明させていただきます。この資料は平成28年度愛知県当初予算案の記者発表資料を抜粋させていただいたものでございます。

この中から新規事業を中心に御説明させていただきます。

まず、1ページ左側の2、障害者差別解消推進条例施行費575万円でございます。県における相談及び紛争防止等の体制整備、啓発活動費などを計上しております。

少し飛びまして、6ページにまいります。左側の5、パラリンピックに向けた競技力強化への支援であります。次の7ページからの学校教育の充実と合わせまして、後ほど教育委員会の方から御説明をさせていただきます。

それでは、11ページから県ではマンガと言っております資料で御説明申し上げます。

まず、障害児者の医療・療育等施設の整備16億4,075万4千円でございます。障害のある人が身近な地域で医療・療育が受けられる体制づくりを推進してまいります。

1枚御捲りいただきまして、12ページをご覧ください。

今年12月に本県で開催します「第16回全国障害者芸術・文化祭あいち大会」の開催費4,024万4千円でございます。

1枚御捲りいただきまして、13ページをご覧ください。

雇用対策の推進うち、枠の2つ目でございます。「障害者雇用対策」として、5,756万2千円の予算を持ちまして、就職を希望する障害者に対する支援と雇用を促進するための事業主に対する支援を行ってまいります。

14ページ以降につきましては、後ほど教育委員会の方から御説明をいたします。

予算に関する説明は以上でございます。

障害福祉課 加藤補佐

平成28年度の障害者関連の愛知県予算案に関して、愛知県心身障害者コロニー再編計画の進捗状況について御説明させていただきます。

資料4-2を御覧ください。

始めに、「1計画の経緯等」ですが、心身障害者コロニーは、療育、医療、教育、職業訓練、研究など、幅広い分野にわたる総合的な福祉施設として、昭和43年6月、春日井市に設置したものです。その後、40年余りが経過し、老朽化が進んだことから、県社会福祉審議会に対して、コロニーの今後のあり方を諮問し、平成17年5月の答申を受け、平成19年3月、心身障害者コロニー再編計画を策定したところです。

これまで、入所者の計画的な地域生活移行を進めるとともに、地域で生活する障害のある方を支援する拠点センターへの転換を基本的な考え方として計画を進めてまいりました。

平成23年11月には、愛知県地域医療再生計画において、コロニーを県内の障害者医療の拠点として位置

付け、現在改築整備を進めております。

また、平成 26 年 4 月に創設した「障害者福祉減税基金」を活用し、民間による重症心身障害児者施設の整備を進めたほか、県有地を活用した障害者支援施設の整備を行い、移行施設の整備にも取り組んできたところではあります。

つぎに、「2 地域生活移行の進捗状況」でございますが、平成 18 年の計画策定以降、これまでに約 6 割の入所の方が地域生活移行されております。

引き続き、第二青い鳥学園を改築した施設であります、三河青い鳥医療療育センターや、民間の重身施設などへの移行を進め、平成 29 年度までに再編計画による地域移行を完了する見込みとしております。

2 ページを御覧ください。「3 再編整備の状況」でございます。

下の図の左側、現状にあります、中央病院やこぼと学園、発達障害研究所を、右側の再編後の姿にあります、「医療療育総合センター（仮称）」の医療支援部門へ再編いたします。

また、母子療育施設である緑の家や発達障害者支援センターを地域療育支援部門として再編し、短期の入所支援や地域療育への支援を行ってまいります。

こぼと学園、はるひ台学園、養楽荘の入所者の多くは、右下にございます、地域に整備する、それぞれの施設へ移行していただきます。そうした結果、養楽荘は、平成 28 年 7 月に廃止をする予定であり、春日台授産所につきましては、平成 21 年 4 月に廃止しております。

その他にも民間施設を含めた、重心療育、発達障害医療ネットワークを構築し、障害のある方が身近な地域で安心して生活できる体制づくりを進めてまいります。

3 ページを御覧ください。「4 再編整備スケジュール」でございます。

現在、重症心身障害児者の病棟等が竣工したところであり、今後は、こぼと学園入所者について、新たに整備された重心施設への移行を進めた上で、平成 28 年 6 月には新しい重心病棟を開所する予定としております。

その後、こぼと学園を取壊し、その跡地において平成 28 年度中に本館棟の建設工事に着工し、平成 30 年度の本館棟の完成による全面オープンを目指してまいります。

報告は以上でございます。

保健体育スポーツ課 田中主任主査

資料 4-3 を御覧ください。2020 年東京オリンピック・パラリンピックあいち選手強化事業について御説明いたします。

この事業では、2020 年に開催される東京オリンピック・パラリンピックに愛知県ゆかりの選手を多数輩出し、県民の一体感や気運の醸成につなげるとともに、本県のスポーツ推進を支える好循環を創出するために、東京オリンピック・パラリンピック実施競技の日本代表レベルにある強化指定選手を対象にした競技力強化事業及び次世代の人材育成事業を実施いたします。

東京オリンピックに向けた選手強化事業は、本年度から実施しており、204 名を強化指定選手として認定し、強化・育成計画に基づいた強化事業を実施しております。

本日は、東京パラリンピックに向けた選手強化事業について御説明いたします。

まず、強化指定選手に対する競技力強化事業ですが、愛知県にゆかりのあり、現在パラリンピック実施競技の日本代表及び日本代表候補である強化指定選手が、競技力の総合的なレベルアップを図り、東京パラリンピック出場を目指すための事業です。

強化指定選手の選考基準及び指定につきましては、選手強化本部及び専門部会を設置し、決定してまいります。

本事業では、日本パラリンピック委員会に加盟する競技団体が独自に指定している強化指定選手の中で、愛知県ゆかりの選手に関する調査結果を参考に、40名程度を強化指定選手として認定する予定です。

東京パラリンピックで実施される22競技の中央競技団体には、候補選手の推薦にあたり、競技実績だけでなく、選手の競技力の現状分析に基づき、長所強化や弱点克服策等を具体的に明記した選手の強化・育成計画を作成し、提出していただきます。その内容を選手強化本部等で審査し、効果的であると認める計画に対して必要な支援を行うことにより、国際レベルの競技力を身につけ、東京パラリンピックに出場して、活躍できる選手の育成に取り組んでまいります。

強化事業の内容につきましては、国内外で開催される競技会への参加や強化合宿の実施、外部指導者の活用、医科学サポート、競技用具の整備等に対する経費の支援を想定しています。

また、パラリンピックに出場するためには、国際競技団体が定める国際大会でのポイント獲得や、支援者の帯同が必要であり、競技用具についても、障害の程度に応じたオーダーメイドが必要になることから、高額となることも把握しており、障害者スポーツ特有の条件及び環境に配慮した支援を計画しております。

決定後には強化指定選手認証式を実施し、知事から認定証を交付することにより、選手の自覚を促すとともに、ドーピングコントロール等の基礎知識を身に付け、日本代表として国際大会に出場する資質を高めるための講演会を実施する予定です。

右側のページにあります図につきましては、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催を契機とした本県の競技力向上のイメージ図です。図中には、過去3回のオリンピック・パラリンピックに出場した、愛知県ゆかりの選手の数を示すとともに、今年夏にブラジルのリオデジャネイロで開催される、オリンピック・パラリンピックと2020年東京オリンピック・パラリンピックに本県から輩出を目指す選手数をお示しいたしました。

特に、東京オリンピック・パラリンピックにつきましては、自国開催でありまして、予選免除となる競技も増加することを踏まえた目標設定となっております。

以上で説明を終わります。

高橋会長

ありがとうございました。

最後に、報告事項(4)「愛知県特別支援教育推進計画(愛知・つながりプラン)の進捗状況について」、事務局から御説明をお願いします。

16 報告事項(4) 愛知県特別支援教育推進計画(愛知・つながりプラン)の進捗状況について

特別支援教育課 畑中補佐

資料5の説明に入る前に、来年度の予算について資料4-1を使って説明をさせていただきますので、資料4-1、15ページをお開きください。

来年度につきましても、平成26年3月に策定をいたしました、愛知県特別支援教育推進計画に基づき、特別支援教育の充実を図ってまいります。

1つ目に、先程も御紹介させていただきました、インクルーシブ教育システム推進事業費補助金、これは新規でございます。市町村の小中学校等に、医療的ケアのための看護師を配置する場合、その経費の一部を補助するものでございます。

2つ目、スクールバスの増車につきましては、28年度は、知的障害特別支援学校に2台、肢体不自由特別支援学校に2台、スクールバスを増車いたします。

16 ページをお開きください。

既に行っているもので、新しい特別支援学校を新たに2校、整備を進めているところです。

1つ目、知多地区新設特別支援学校につきましては、来年度から建設工事を行います。平成30年4月の開校を目指しております。

2つ目は、尾張北東地区新設特別支援学校でございます。こちらは、本年度、基本設計を行いましたので、来年度は実施設計を行います。こちらは、平成31年4月の開校を目指します。

この2校が開校することで、半田特別支援学校、春日台特別支援学校の過大解消、教室不足の解消が図られる見込みでございます。

それでは、資料5の報告をさせていただきます。

先程申しました、26年3月に策定いたしました、愛知県特別支援教育推進計画、あいち・つながりプランと呼んでおりますが、こちらの進捗状況を、この施策審議会でも報告することとしておりますので、報告いたします。第1回の審議会でも報告させていただきましたので、そこから進んでいるところについて御説明させていただきます。

左側が幼稚園・保育所、小中学校、高等学校に関わる部分でございます。

「1 個別の支援計画及び個別の指導計画の作成率」の調査の結果を(2)に示しております。5年間の目標が、平成30年度に100%となっておりますので、こちらに向けて引き続き努力してまいりたいと思っております。

また、「3 特別支援教育に関する研修会への参加率」ということで、こちらも(2)に27年度の参加率を載せております。

「4 特別支援学校教諭免許状の保有率」、特別支援学級を担当している先生方の免許状の保有率について、27年度のものをご載せました。県全体として22.5%、全国では30.7%となっておりますので、引き続き保有率の向上に努めてまいります。

右側、特別支援学校の方を御覧ください。こちらは第1回で報告をさせていただいているところです。特別支援学校の免許状、2(2)に免許状の保有率については、現在文部科学省が調査をしているところで、来年度の会議で報告をさせていただけるかと思っております。

スクールバスについては、先程予算のところでもお話しをさせていただきました。本計画では、肢体不自由特別支援学校については、乗車時間を60分程度にすることを目指しております。

また、知的障害特別支援学校では、乗車待機者、希望があっても乗れない方、また補助席を利用している方の解消を目指しております。

各校で新しく入ってくる児童・生徒も含め、来年度のスクールバス乗車児童・生徒に合わせて、コース等の見直しをしておりますので、明確な時間・人数については現時点では申し上げられませんが、この増車を図っていくことで、さらに乗車状況が良くなると見込んでおります。

最後に、就労支援の「2 知的障害特別支援学校の就労支援の充実強化」の(1)で、いなざわ特別支援学校・豊川特別支援学校で、本年度まで、高等部への「職業コース」設置に向けた研究を行ってまいりました。来年度から、この研究の成果を元に、この2校に職業コースを設置してまいります。

引き続き、プランに基づき特別支援教育の充実が図られるよう、進めてまいりますので、またこの審議会でも報告をさせていただきながら進めてまいりたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

高橋会長

ありがとうございます。

では、ただいま説明のありました報告事項4件について、御意見や御質問等があればお伺いします

園田委員

障害者差別解消推進条例のことについて、確認したいことがあるのですが、よろしいでしょうか。

これからチラシ等を作られるというお話がありましたが、これまで教育関係でパンフレットを作る際に問合せ先が電話番号だけになっていて、FAX 番号がついていないというようなことがあったのですが、今回、また FAX 番号やメールアドレスの記載がないと困るため、必ず載せていただけるかどうか確認したいです。

障害福祉課 渡辺補佐

問合せ先につきましては、FAX 番号、メールアドレスともにきちんと記載した形で進めてまいります。合わせて、音声コードにつきましても、盛り込んでいきたいと思い、進めておりますので、よろしく願いいたします。

高橋会長

御意見・御質問がないようでしたら、これで終了させていただいてもよろしいでしょうか。

それでは、4 件の報告事項についても、皆さんに御了解いただいたということでよろしいでしょうか。ありがとうございました。

時間も過ぎておりますので、本日の会議はこれをもちまして終了したいと思います。

事務局においては、今日出ました御意見や御質問をもとに障害者支援施策の一層の推進を図っていただくようお願いします。

では、事務局にお返しします。

17 閉会

本日はお忙しい中を長時間にわたり、御審議いただきましてありがとうございました。

以上で、平成 27 年度第 3 回愛知県障害者施策審議会を終了した。

署名人 _____ 印 _____

署名人 _____ 印 _____